

国立研究開発法人物質・材料研究機構

個人情報保護規程

平成17年3月4日

17規程第1号

改正：平成18年 3月28日 18規程第 23号

改正：平成20年 3月25日 20規程第 25号

改正：平成21年 3月30日 21規程第 59号

改正：平成21年 5月11日 21規程第 74号

改正：平成21年11月26日 21規程第116号

改正：平成22年11月22日 22規程第 59号

改正：平成23年 4月27日 23規程第 26号

改正：平成25年 6月25日 25規程第 24号

改正：平成27年 3月24日 27規程第 20号

改正：平成27年10月20日 27規程第124号

改正：平成28年 4月20日 28規程第 46号

改正：平成29年 5月23日 29規程第 36号

改正：平成30年 3月27日 30規程第 22号

改正：令和元年 9月24日 2019規程第 59号

改正：令和3年 4月27日 2021規程第 58号

第1章 総 則

(目的)

第1条 国立研究開発法人物質・材料研究機構（以下「機構」という。）における個人情報の取扱いについては、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号。以下「法」という。）、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第549号。以下「施行令」という。）、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）その他別に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところに

よる。

(1) 個人番号 番号法第7条第1項又は第2項の規定により、住民票コード（住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第7条第13号に規定する住民票コードをいう。以下同じ。）を変換して得られる番号であって、当該住民票コードが記載された住民票に係る者を識別するために指定されるもの

(2) 個人情報 生存する個人に関する情報であって、次の掲げるもののいずれかに該当するものをいう。

イ 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録（電磁的方式（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式をいう。行政機関個人情報保護法第2条第3項第2号において同じ。）で作られる記録をいう。同法以下同じ。）に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項（個人識別符号を除く。）をいう。以下同じ。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合（地方公共団体等においては容易に照合）することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。

ロ 個人識別符号が含まれるもの

(3) 保有個人情報 機構の役員又は職員（キャリア形成職員、任期制職員、外来研究者、派遣職員等機構において業務を行う者全てを含む。以下「職員等」という。）が職務上作成し、又は取得した個人情報であって、職員等が組織的に利用するものとして機構が保有しているもの。ただし、国立研究開発法人物質・材料研究機構文書管理規則（平成23年4月1日 23規程第10号。以下「文書管理規則」という。）第2条第1号に規定する文書（以下「法人文書」という。）に記載されているものに限る。

(4) 個人情報ファイル 保有個人情報を含む情報の集合物であって、次に掲げるもの。

イ 一定の事務の目的を達成するために特定の保有個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの。

ロ イに掲げるもののほか、一定の事務の目的を達成するために氏名、生年月日、その他の記述等により特定の保有個人情報を容易に検索することができるように体系的に構成したもの

(5) 個人情報ファイル簿 個人情報ファイルについて、法第11条の定めるところにより同条第1項各号に掲げる事項を記載した帳簿

(6) 本人 個人情報によって識別される特定の個人

(7) 特定個人情報 個人情報のうち、個人番号（個人番号に対応し、当該個人番号に代わって用いられる番号、記号その他の符号であって、住民票コード以外のものを含む。以下同じ。）をその内容に含む個人情報

(8) 特定個人情報ファイル 個人情報ファイルのうち、個人番号をその内容に含む個人情報ファイル

- (9) 個人番号関係事務 番号法第9条第3項の規定により他人の個人番号を必要な限度で利用して行う事務
- (10) 情報システム ハードウェア、ソフトウェア、ネットワーク及び記録媒体で構成されるものであって、これら全体で保有個人情報に係る業務処理を行うもの
- 2 前項に定めるものの他、この規程において用いる用語の意義は、法及び番号法の定めるところによる。
- (11) 個人識別符号 次にかがけるもののいずれかに該当する文字、番号、記号その他の符号のうち、政令で定めるものをいう。
- イ 特定の個人の身体の一部の特徴を電子計算機の用に供するために変換した文字、番号、記号その他の符号であって、当該特定の個人を識別することができるもの
- ロ 個人に提供される役務の利用若しくは個人に販売される商品の購入に関し割り当てられ、又は個人に発行されるカードその他の書類に記載され、若しくは電磁的方式により記録された文字、番号、記号その他の符号であって、その利用者若しくは購入者又は発行を受ける者ごとに異なるものとなるように割り当てられ、又は記載され、若しくは記録されることにより、特定の利用者若しくは購入者又は発行を受ける者を識別することができるもの
- (12) 要配慮個人情報 本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして施行令で定める記述等が含まれる個人情報という。
- (13) 非識別加工情報 個人情報のうち、個人情報を加工して得られる個人に関する情報であって、当該個人情報を復元することができないようにしたものという。この場合、個人情報に含まれる記述等の一部を削除すること（当該一部の記述等を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）及び個人情報に含まれる個人識別符号の全部を削除する場合も含むことをいう（当該個人識別符号を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）
- (14) 独立行政法人等非識別加工情報 次の各号のいずれにも該当する個人情報ファイルを構成する保有個人情報（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを除く。）を除く。以下この項において同じ。）の全部又は一部（これらの一部に独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成十三年十二月五日法律第四十号。以下「独立行政法人等情報公開法」という。）第五条に規定する不開示情報（同条第一号に掲げる情報を除く。以下この項において同じ。）が含まれているときは、当該不開示情報に該当する部分を除く。）を加工して得られる非識別加工情報という。

イ 国立研究開発法人物質・材料研究機構個人情報保護規程第47条第2項各号のいずれかに該当し個人情報ファイル簿に掲載しないこととされるものでないこと。

ロ 機構に対し、当該個人情報ファイルを構成する保有個人情報が記録されている法人文書の独立行政法人等情報公開法第三条の規定による開示の請求があったとしたならば、機構が次のいずれかを行うこととなるものであること。

(i) 当該法人文書に記録されている保有個人情報の全部又は一部を開示する旨の決定をすること。

(ii) 独立行政法人等情報公開法第十四条第一項又は第二項の規定により意見書の提出の機会を与えること。

ハ 機構の事務及び事業の適正かつ円滑な運営に支障のない範囲内で、法第四十四条の十第一項の基準に従い、当該個人情報ファイルを構成する保有個人情報を加工して非識別加工情報を作成することができるものであること。

第2章 個人情報保護の体制

(総括個人情報保護管理者)

第3条 機構に総括個人情報保護管理者（以下「総括保護管理者」という。）を置くこととし、総務担当理事をもって充てる。

2 総括保護管理者は、機構における保有個人情報の管理に関する事務を総括する任に当たる。

(個人情報保護管理者)

第4条 保有個人情報を取扱う各室及び研究拠点等（以下「室等」という。）に、個人情報保護管理者（以下「保護管理者」という。）を置くこととし、当該室等の長をもって充てる。

2 保護管理者は、各室等における保有個人情報の適切な管理を確保する任に当たる。保有個人情報を情報システムで取り扱う場合、保護管理者は、当該情報システムの管理者と連携して、その任に当たる。

3 保護管理者は、個人番号及び特定個人情報（以下「特定個人情報等」という。）を複数の部署で取り扱う場合における各部署の任務分担及び責任を明確にする。

(個人情報保護担当者)

第5条 保有個人情報を取扱う各室等に、個人情報保護担当者（以下「保護担当者」という。）を置くこととし、保護管理者が指名した者をもって充てる。

2 保護担当者は保護管理者を補佐し、各室等における保有個人情報の管理に関する事務を行う。

(個人情報監査責任者)

第6条 機構に、個人情報監査責任者（以下「監査責任者」という。）を置くこととし、常勤の監事をもって充てる。

2 監査責任者は、保有個人情報の管理の状況について監査する任に当たる。

(主管部署)

第7条 機構における個人情報保護の事務取扱いの主管部署は、総務部門総務室(以下「総務室」という。)とする。

(個人情報保護委員会)

第8条 機構に、個人情報保護委員会(以下「委員会」という。)を置く。

2 委員会の構成、運営等については、別に定める。

(事務取扱担当者等の指定及び監督)

第9条 保護管理者は、特定個人情報等を取り扱う職員等(以下「事務取扱担当者」という。)及びその役割並びに当該事務取扱担当者が取り扱う特定個人情報等の範囲を指定する。

2 総括保護管理者及び保護管理者は、特定個人情報等が適正に取り扱われるよう、事務取扱担当者に対して必要かつ適切な監督を行う。

第3章 個人情報の取扱い

(職員等の責務)

第10条 職員等は、法及び番号法の趣旨に則り、関連する法令及び本規程等の定め並びに総括保護管理者、保護管理者及び保護担当者の指示に従い、保有個人情報を取り扱わなければならない。

(個人情報の保有の制限等)

第11条 個人情報を保有するに当たっては、法令の定める業務を遂行するため必要な場合に限り、かつ、その利用の目的をできる限り特定しなければならない。

2 前項の規定により特定された利用の目的(以下「利用目的」という。)の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を保有してはならない。

3 利用目的を変更する場合には、変更前の利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲を超えて行ってはならない。

(利用目的の明示)

第12条 職員等は、本人から直接書面(電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録(以下「電磁的記録」という。))を含む。)に記録された当該本人の個人情報を取得するときは、次に掲げる場合を除き、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。

(1) 人の生命、身体又は財産の保護のために緊急に必要があるとき。

(2) 利用目的を本人に明示することにより、本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがあるとき。

(3) 利用目的を本人に明示することにより、国の機関、独立行政法人等又は地方公共団

体が行う事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

(4) 取得の状況からみて利用目的が明らかであると認められるとき。

(適正な取得)

第13条 職員等は、偽り、その他不正の手段により個人情報を取得してはならない。

(正確性の確保)

第14条 保護管理者は、利用目的の達成に必要な範囲内で、保有個人情報が過去又は現在の事実と合致するよう努めなければならない。

2 職員等は、保有個人情報の内容に誤り等を発見した場合には、保護管理者の指示に従い、訂正等を行う。

(職員等の秘密保持義務)

第15条 次に掲げる者は、その業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

(1) 個人情報の取扱いに従事する機構の職員等又はこれらの職にあった者

(2) 機構から委託された個人情報の取扱いに係る業務に従事している者又は従事していた者

(アクセス制限)

第16条 保護管理者は、保有個人情報の秘匿性等その内容に応じて、当該保有個人情報にアクセスする(媒体を問わず、保有個人情報に接する行為をいう。)権限を有する職員等とその権限の内容を、当該職員等が業務を行う上で必要最小限の範囲に限るものとする。

2 アクセス権限を有しない職員等は、保有個人情報にアクセスしてはならない。

3 職員等は、アクセス権限を有する場合であっても、業務上の目的以外の目的で保有個人情報にアクセスしてはならない。

(複製等の制限)

第17条 保護管理者は、職員等が業務上の目的で保有個人情報を取扱う場合であっても、次に掲げる行為については、当該保有個人情報の秘匿性等その内容に応じて、当該行為を行うことができる場合を限定する。

(1) 保有個人情報の複製

(2) 保有個人情報の送信

(3) 保有個人情報が記録されている媒体の外部への送付又は持出し

(4) その他保有個人情報の適切な管理に支障を及ぼすおそれのある行為

(媒体の管理等)

第18条 職員等は、保護管理者の指示に従い、保有個人情報が記録されている媒体を定められた場所に保管するとともに、必要があると認めるときは、耐火金庫への保管、施錠等を行う。

(廃棄等)

第19条 職員等は、保有個人情報又は保有個人情報が記録されている媒体(端末及びサーバに内蔵されているものを含む。)が不要となった場合には、保護管理者の指示に従い、当該保有個人情報の復元又は判読が不可能な方法により当該情報の消去又は当該媒体の廃棄を行う。

(保有個人情報の取扱状況の記録)

第20条 保護管理者は、保有個人情報の秘匿性等その内容に応じて、別紙様式1による台帳又は特定個人情報ファイルの取扱状況を確認する手段を整備して、当該保有個人情報の利用及び保管等の取扱いの状況について記録する。

(保有個人情報の利用及び提供の制限)

第21条 職員等は、法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のために保有個人情報を利用し、又は提供してはならない。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、職員等は、利用目的以外の目的のために保有個人情報を利用し、又は提供することができる。ただし、保有個人情報を利用目的以外の目的のために利用し、又は提供することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。

(1) 本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき。

(2) 法令の定める業務の遂行に必要な限度で保有個人情報を機構の内部で利用する場合であって、当該保有個人情報を利用することについて相当な理由のあるとき。

(3) 行政機関(行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第58号)第2条第1項に規定する行政機関をいう。)、他の独立行政法人等又は地方公共団体に保有個人情報を提供する場合において、保有個人情報の提供を受ける者が、法令の定める事務又は業務の遂行に必要な限度で提供に係る個人情報を利用し、かつ、当該個人情報を利用することについて相当な理由のあるとき。

(4) 前3号に掲げる場合のほか、専ら統計の作成又は学術研究の目的のために保有個人情報を提供するとき、本人以外の者に提供することが明らかに本人の利益になるとき、その他保有個人情報を提供することについて特別の理由のあるとき。

3 前項の規定は、保有個人情報の利用又は提供を制限する他の法令の規定の適用を妨げるものではない。

4 保護管理者は、個人の権利利益を保護するために特に必要があると認められるときは、保有個人情報の利用目的以外の目的のための機構の内部における利用を特定の職員等に限るものとする。

(保有個人情報の提供を行う際の措置)

第22条 保護管理者は、前条第2項第3号及び第4号の規定に基づき行政機関及び独立行政法人等以外の者に保有個人情報を提供する場合には、原則として、提供先における利用目的、利用する業務の根拠法令、利用する記録範囲及び記録項目、利用形態等につ

いて別紙様式2による書面を取り交わすものとする。

- 2 保護管理者は、前条第2項第3号及び第4号の規定に基づき行政機関及び独立行政法人等以外の者に保有個人情報を提供する場合には、安全確保の措置を要求するとともに、必要があると認めるときは、提供前又は随時に実地の調査等を行い、措置状況を確認してその結果を記録するとともに、改善要求等の措置を講ずる。
- 3 保護管理者は、前条第2項第3号の規定に基づき行政機関又は独立行政法人等に保有個人情報を提供する場合において、必要があると認めるときは、前2項に規定する措置を講ずる。

(特定個人情報等の利用及び提供等の制限)

第23条 保護管理者は、第21条の規定にかかわらず、個人番号の利用については、人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合において本人の同意があり又は本人の同意を得ることが困難であるときを除き、番号法があらかじめ限定的に定めた事務に限定する。

- 2 保護管理者は、第21条の規定にかかわらず、番号法で限定的に明記された場合を除き、特定個人情報等を提供してはならない。
- 3 職員等は、個人番号関係事務を処理するために必要な場合その他番号法で定める場合を除き、個人番号の提供を求めてはならない。
- 4 職員等は、個人番号関係事務を処理するために必要な場合その他番号法で定める場合を除き、特定個人情報ファイルを作成してはならない。
- 5 職員等は、番号法第19条各号のいずれかに該当する場合を除き、他人の個人番号を含む個人情報を収集又は保管してはならない。

(業務の委託等)

第24条 各室等において、保有個人情報の取扱いに係る業務を外部に委託する場合には、個人情報の適切な管理を行う能力を有しない者を選定することがないように、必要な措置を講ずる。また、契約書に、次に掲げる事項を明記するとともに、委託先における責任者及び業務従事者の管理及び実施体制、個人情報の管理の状況についての検査に関する事項等の必要な事項について書面で確認する。

- (1) 個人情報に関する秘密保持、目的外利用の禁止等の義務
- (2) 再委託（委託先の子会社（会社法（平成17年7月26日法律第86号）第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。）に対して行うものを含む。以下同じ。）の制限又は事前承認等再委託に係る条件に関する事項
- (3) 個人情報の複製等の制限に関する事項
- (4) 個人情報の漏えい等の事案の発生時における対応に関する事項
- (5) 委託終了時における個人情報の消去及び媒体の返却に関する事項
- (6) 違反した場合における契約解除、損害賠償責任その他必要な事項

- 2 機構は、保有個人情報の取扱いに係る業務を外部に委託する場合には、委託する業務

に係る保有個人情報の秘匿性等やその量等に応じて、委託先における管理の体制及び実施状況について、少なくとも年1回以上、原則として実地検査により確認する。

- 3 機構は、個人番号関係事務の全部又は一部を委託する場合には、委託先において、番号法に基づき機構が果たすべき安全管理措置と同等の措置が講じられるか否かについて、あらかじめ確認する。
- 4 機構は、個人番号関係事務の全部又は一部の委託をする場合には、委託先において、機構が果たすべき安全管理措置と同等の措置が講じられるよう必要かつ適切な監督を行う。
- 5 機構は、委託先において、保有個人情報の取扱いに係る業務が再委託される場合には、委託先に第1項の措置を講じさせるとともに、再委託される業務に係る保有個人情報の秘匿性等その内容に応じて、委託先を通じて又は委託元自らが第2項の措置を実施する。保有個人情報の取扱いに係る業務について再委託先が再々委託を行う場合以降も同様とする。
- 6 機構は、個人番号関係事務の全部又は一部の委託を受けた者が再委託をする際には、委託をする個人番号関係事務において取り扱う特定個人情報の適切な安全管理が図られることを確認した上で再委託の諾否を判断する。
- 7 機構は、保有個人情報の取扱いに係る業務を派遣労働者によって行わせる場合には、労働者派遣契約書に秘密保持義務等個人情報の取扱いに関する事項を明記する。

(匿名加工措置)

第24条の2 機構は、保有個人情報の提供又は保有個人情報の取扱いに係る業務の委託を行う場合には、漏えい等による被害発生リスクを低減する観点から、提供先の利用目的、委託する業務の内容、保有個人情報の秘匿性等を考慮し、必要に応じ、特定の個人を識別することができないように加工する等の措置を講ずる。

(事案の報告及び再発防止措置等)

第25条 保有個人情報の漏えい、滅失又は毀損等(以下「情報漏えい等」という。)の事案の発生又は兆候を把握した場合及び事務取扱担当者が本規程等に違反している事実又は兆候を把握した場合等、安全確保の上で問題となる事案又は問題となる事案の発生のおそれを認識した場合に、その事案等を認識した職員等は、直ちに当該保有個人情報を管理する保護管理者に報告する。

- 2 保護管理者は、前項の報告を受け、被害の拡大防止又は復旧等のために必要な措置を速やかに講ずるものとする。ただし、外部からの不正アクセスや不正プログラムの感染が疑われる端末等をネットワークから切断する等、被害拡大防止のため直ちに行い得る措置については、直ちに行う(職員等に行わせることを含む。)ものとする。
- 3 保護管理者は、事案の発生した経緯、被害状況等を調査し、総括保護管理者に報告する。ただし、特に重大と認める事案が発生した場合には、直ちに総括保護管理者に当該事案の内容等について報告する。

- 4 総括保護管理者は、前項に基づく報告を受けた場合には、事案の内容等に応じて、当該事案の内容、経緯、被害状況等を理事長に速やかに報告する。
- 5 理事長は、前項の報告を受け、必要に応じて委員会に意見を求めるものとする。
- 6 総括保護管理者は、事案の内容等に応じて、事案の内容、経緯、被害状況等について、文部科学省に対し、速やかに情報提供を行う。
- 7 総括保護管理者は、番号法違反の事案又は番号法違反のおそれのある事案を把握した場合には、事実関係及び再発防止策等について、速やかに個人情報保護委員会に報告する。ただし、「独立行政法人等及び地方公共団体等における個人情報の漏えい事案等が発生した場合の対応について」（平成27年特定個人情報保護委員会告示第1号）7に規定する特定個人情報に関する重大事案又はそのおそれのある事案が発覚した場合には、直ちにその旨を個人情報保護委員会に報告する。
- 8 保護管理者は、事案の発生した原因を分析し、再発防止のために必要な措置を講ずるものとする。
- 9 総括保護管理者は、事案の内容、影響等に応じて、事実関係及び再発防止策の公表、当該事案に係る保有個人情報の本人への対応等の措置を講ずるものとする。公表を行う事案については、当該事案の内容、経緯、被害状況等について、速やかに総務省に情報提供を行う。

（監査及び点検の実施）

第26条 監査責任者は、保有個人情報の適切な管理を検証するため、本規程に基づく保有個人情報の管理の状況について、定期に及び必要に応じ随時に監査（外部監査を含む。以下同じ。）を行い、その結果を総括保護管理者に報告する。

- 2 保護管理者は、各室等における保有個人情報の記録媒体、処理経路、保管方法等について、定期に及び必要に応じ随時に点検を行い、必要があると認めるときは、その結果を総括保護管理者に報告する。
- 3 総括保護管理者、保護管理者等は、第1項の監査及び前項の点検の結果等を踏まえ、保有個人情報の管理の状況について評価し、必要があると認めるときは、適切な管理のための見直し等の措置を講ずる。

（行政機関との連携）

第27条 機構は、「個人情報の保護に関する基本方針」（平成16年4月2日閣議決定）4を踏まえ、文部科学省と緊密に連携して、その保有する個人情報の適切な管理を行う。

第4章 情報システムにおける安全の確保等

（本章の趣旨）

第28条 情報システムにおける保有個人情報の安全確保等については、国立研究開発法人物質・材料研究機構情報セキュリティ規程（平成24年6月5日 24規程第34

号。以下「情報セキュリティ規程」という。)その他の規程等で定めるもののほか、この章の定めるところによる。

- 2 保護管理者は、この章に規定する措置を講ずるに当たっては、必要に応じ、情報セキュリティ規程第18条第1項に規定する情報システムセキュリティ責任者と協議の上、これを講ずるものとする。

(アクセス制御)

第29条 保護管理者は、保有個人情報(情報システムで取り扱うものに限る。以下この章(第41条を除く。)において同じ。)の秘匿性等その内容に応じて、パスワード等(パスワード、ICカード、生体情報等をいう。以下同じ。)を使用して権限を識別する機能(以下「認証機能」という。)を設定する等のアクセス制御のために必要な措置を講ずる。

- 2 保護管理者は、第1項の措置を講ずる場合には、パスワード等の管理に関する定めを整備(その定期又は随時の見直しを含む。)するとともに、パスワード等の読取防止等を行うために必要な措置を講ずる。

(アクセス記録)

第30条 保護管理者は、保有個人情報の秘匿性等その内容に応じて、当該保有個人情報へのアクセス状況を記録し、その記録(以下「アクセス記録」という。)を一定の期間保存し、及びアクセス記録を定期的に又は随時に分析するために必要な措置を講ずる。

- 2 保護管理者は、アクセス記録の改ざん、窃取又は不正な消去の防止のために必要な措置を講ずる。

(アクセス状況の監視)

第31条 保護管理者は、保有個人情報の秘匿性等その内容及びその量に応じて、当該保有個人情報への不適切なアクセスの監視のため、保有個人情報を含むか又は含むおそれがある一定量以上の情報が情報システムからダウンロードされた場合に警告表示がなされる機能の設定、当該設定の定期的確認等の必要な措置を講ずる。

(管理者権限の設定)

第32条 保護管理者は、保有個人情報の秘匿性等その内容に応じて、情報システムの管理者権限の特権を不正に窃取された際の被害の最小化及び内部からの不正操作等の防止のため、当該特権を最小限とする等の必要な措置を講ずる。

(外部からの不正アクセスの防止)

第33条 保護管理者は、保有個人情報を取り扱う情報システムへの外部からの不正アクセスを防止するため、ファイアウォールの設定による経路制御等の必要な措置を講ずる。

(不正プログラムによる漏えい等の防止)

第34条 保護管理者は、不正プログラムによる保有個人情報の情報漏えい等の防止のため、ソフトウェアに関する公開された脆弱性の解消、把握された不正プログラムの感染防止等に必要な措置(導入したソフトウェアを常に最新の状態に保つことを含む。)を

講ずる。

(情報システムにおける保有個人情報の処理)

第35条 職員等は、保有個人情報について、一時的に加工等の処理を行うため複製等を行う場合には、その対象を必要最小限に限り、処理終了後は不要となった情報を速やかに消去する。この場合において、保護管理者は、当該保有個人情報の秘匿性等その内容に応じて、随時、消去等の実施状況を重点的に確認する。

(暗号化)

第36条 保護管理者は、保有個人情報の秘匿性等その内容に応じて、暗号化のために必要な措置を講ずる。職員等は、これを踏まえ、その処理する保有個人情報について、当該保有個人情報の秘匿性等その内容に応じて、適切に暗号化を行う。

(記録機能を有する機器・媒体の接続制限)

第37条 保護管理者は、保有個人情報の秘匿性等その内容に応じて、当該保有個人情報の情報漏えい等の防止のため、スマートフォン、USBメモリ等の記録機能を有する機器・媒体の情報システム端末等への接続の制限（当該機器の更新への対応を含む。）等の必要な措置を講ずる。

(端末の限定)

第38条 保護管理者は、保有個人情報の秘匿性等その内容に応じて、その処理を行う端末（以下この章において「端末」という。）を限定するために必要な措置を講ずる。

(端末の盗難防止等)

第39条 保護管理者は、端末の盗難又は紛失の防止のため、端末の固定、執務室の施錠等の必要な措置を講ずる。

2 職員等は、保護管理者が必要があると認めるときを除き、端末を外部へ持ち出し、又は外部から持ち込んではならない。

(第三者の閲覧防止)

第40条 職員等は、端末の使用に当たっては、保有個人情報が第三者に閲覧されないことがないよう、使用状況に応じて情報システムからログオフを行う等の必要な措置を講ずる。

(入力情報の照合等)

第41条 職員等は、情報システムで取り扱う保有個人情報の重要度に応じて、入力原票と入力内容との照合、処理前後の当該保有個人情報の内容の確認、既存の保有個人情報との照合等を行う。

(バックアップ)

第42条 保護管理者は、保有個人情報の重要度に応じて、バックアップを作成し、分散保管するために必要な措置を講ずる。

(情報システム設計書等の管理)

第43条 保護管理者は、保有個人情報に係る情報システムの設計書、構成図等の文書に

ついて外部に知られることがないよう、その保管、複製、廃棄等について必要な措置を講ずる。

第5章 取扱区域等の安全管理

(取扱区域及び管理区域)

第44条 保護管理者は、特定個人情報等の情報漏えい等を防止するために、特定個人情報等を取り扱う事務を実施する区域（以下「取扱区域」という。）及び特定個人情報ファイルを取り扱う情報システムを管理する区域（以下、「管理区域」という。）を明確にする。

(入退管理)

第45条 保護管理者は、保有個人情報を取り扱う基幹的なサーバ等の機器を設置する室、取扱区域、管理区域その他の区域（以下「情報システム室等」という。）に立ち入る権限を有する者を定めるとともに、用件の確認、入退の記録、部外者についての識別化、部外者が立ち入る場合の職員等の立会い又は監視設備による監視、外部電磁的記録媒体等の持込み、利用及び持ち出しの制限又は検査等の措置を講ずる。また、保有個人情報を記録する媒体を保管するための施設（以下「保管施設」という。）を設けている場合においても、必要があると認めるときは、同様の措置を講ずる。

2 保護管理者は、必要があると認めるときは、情報システム室等の出入口の特定化による入退の管理の容易化、所在表示の制限等の措置を講ずる。

3 保護管理者は、情報システム室等及び保管施設の入退の管理について、必要があると認めるときは、立入りに係る認証機能を設定し、及びパスワード等の管理に関する定めの整備（その定期又は随時の見直しを含む。）、パスワード等の読取防止等を行うために必要な措置を講ずる。

(情報システム室等の管理)

第46条 保護管理者は、外部からの不正な侵入に備え、情報システム室等に施錠装置、警報装置、監視設備の設置等の措置を講ずる。

2 保護管理者は、災害等に備え、情報システム室等に、耐震、防火、防煙、防水等の必要な措置を講ずるとともに、サーバ等の機器の予備電源の確保、配線の損傷防止等の措置を講ずる。

第6章 個人情報ファイル簿

(個人情報ファイル簿の作成及び公表)

第47条 保護担当者は、各室等が保有している個人情報ファイルについて、別紙様式3により個人情報ファイル簿を作成し、総務部門総務室長（以下「総務室長」という。）に

提出しなければならない。新たに個人情報ファイル簿の掲載に係る個人情報ファイルの保有に至ったとき又は個人情報ファイル簿の記載事項に変更があったときも、速やかに個人情報ファイル簿の作成又は修正を行い、総務室長に提出しなければならない。

- 2 前項の規定は、次に掲げる個人情報ファイルについては、適用しない。
 - (1) 職員等又はこれらの職にあった者に係る個人情報ファイルであって、専らその人事、給与若しくは福利厚生に関する事項又はこれらに準ずる事項を記録するもの（機構が行う職員等の採用試験に関する個人情報ファイルを含む。）
 - (2) 専ら試験的な電子計算機処理の用に供するための個人情報ファイル
 - (3) 第4項の公表に係る個人情報ファイルに記録されている記録情報の全部又は一部を記録した個人情報ファイルであって、その利用目的、記録項目及び記録範囲が当該公表に係るこれらの事項の範囲内のもの
 - (4) 1年以内に消去することとなる記録情報のみを記録する個人情報ファイル
 - (5) 資料その他の物品若しくは金銭の送付又は業務上必要な連絡のために利用する記録情報を記録した個人情報ファイルであって、送付又は連絡の相手方の氏名、住所その他の送付又は連絡に必要な事項のみを記録するもの
 - (6) 職員等が学術研究の用に供するためその発意に基づき作成し、又は取得する個人情報ファイルであって、記録情報を専ら当該学術研究の目的のために利用するもの
 - (7) 本人の数が1000人に満たない個人情報ファイル
 - (8) 次のいずれかに該当する者に係る個人情報ファイルであって、専らその人事、給与若しくは福利厚生に関する事項又はこれらに準ずる事項を記録するもの（イに掲げる者の採用試験に関する個人情報ファイルを含む。）
 - イ 行政機関が雇い入れる者であって国以外のもののために労務に服するもの
 - ロ イに掲げる者であった者
 - ハ 第1号に規定する者又はイ若しくはロに掲げる者の被扶養者又は遺族
 - (9) 第1号に規定する者及び前号イからハまでに掲げる者を併せて記録する個人情報ファイルであって、専らその人事、給与若しくは福利厚生に関する事項又はこれらに準ずる事項を記録するもの
 - (10) 第2条第1項第4号ロに係る個人情報ファイルで、その利用目的及び記録範囲が第4項の公表に係る第2条第1項第4号イに係る個人情報ファイルの利用目的及び記録範囲の範囲内であるもの
- 3 保護担当者は、第4項の公表に係る個人情報ファイルの保有をやめたとき又はその個人情報ファイルが前項第7号に該当するに至ったときは、当該個人情報ファイル簿についての記載を削除すべき旨を、遅滞なく総務室長に報告しなければならない。
- 4 総務室長は、第1項の個人情報ファイル簿の提出及び前項の報告があったときは、機構として一の個人情報ファイル簿にまとめ、遅滞なく一般の閲覧に供するものとする。

第7章 開示、訂正及び利用停止

第1節 開示

(受付)

第48条 法第13条第1項の開示請求は、別に定めるところにより、総務室において受け付けるものとする。

(開示請求に係る審査等)

第49条 前条の受付後、当該保有個人情報保有する室等（以下「担当室等」という。）は、直ちに開示決定等に係る審査等を行わなければならない。なお、担当室等の保護管理者は、委員会に意見を求める必要があると認めるときは、総括保護管理者を通して、理事長にその旨を報告するものとする。

2 理事長は、前項の報告を受けて必要があると認める場合その他必要があると認める場合は、委員会の意見を求めるものとする。

3 前項の規定にかかわらず、法第15条、法第16条若しくは法第17条の規定を適用して開示決定等を行うときは、理事長は、委員会の意見を求めるものとする。

(開示、不開示の基準等)

第50条 開示決定等をするにあたっては、開示請求に係る保有個人情報に次の各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが含まれている場合及び法第17条を適用する場合を除き、当該保有個人情報を開示することとする。ただし、法第16条の適用がある場合は、この限りでない。

(1) 開示請求者の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報

(2) 開示請求者以外の個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の特定の個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

イ 法令の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報

ロ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報

ハ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第2項に規定する特定独立行政法人の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等の役員及び職員並びに地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地

方公務員をいう。)である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分

(3) 法人その他の団体（国、独立行政法人等及び地方公共団体を除く。以下この号において「法人等」という。）に関する情報又は開示請求者以外の事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報を除く。

イ 開示することにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの

ロ 独立行政法人等の要請を受けて、開示しないと条件で任意に提供されたものであって、法人等又は個人における通例として開示しないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの

(4) 国の機関、独立行政法人等及び地方公共団体の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、開示することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの

(5) 国の機関、独立行政法人等又は地方公共団体が行う事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの

イ 国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれ

ロ 犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれ

ハ 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ

ニ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、国、独立行政法人等又は地方公共団体の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ

ホ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ

ヘ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ

ト 国若しくは地方公共団体が経営する企業又は独立行政法人等に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ

(開示決定等の期限の延長等)

第51条 担当室等の保護管理者は、法第19条第2項又は法第20条の規定を適用して開示決定等の期限の延長等の決定を行う必要があると認める場合は、総括保護管理者を通して、理事長にその旨を報告するものとする。

2 理事長は、前項の決定にあたっては、必要に応じて委員会に意見を求めるものとする。
(開示の実施)

第52条 開示請求に係る保有個人情報の開示をする旨の決定があったときは、担当室等は、次条に定める方法により開示を実施することとする。

2 次条の規定による閲覧による開示にあつては、担当室等の職員等が開示決定に係る保有個人情報が記録された法人文書を受付に持参し、保有個人情報の開示に立会い、開示請求者の求めに応じて必要な説明を行うものとする。

3 法第15条に定める部分開示を実施する場合には、不開示情報が明らかにならないよう開示の実施の方法ごとに適切に行い、部分開示の範囲が明確になるよう開示を実施するものとする。

(開示の実施の方法)

第53条 次に掲げる文書又は図画等に記録されている保有個人情報の閲覧の方法は、それぞれ当該各号に定めるものを閲覧することとする。

(1) 文書又は図画(次号から第4号まで又は第4項に該当するものを除く。) 当該文書又は図画(法第24条第1項但書が適用される場合にあつては、次項第1号イに規定するもの)

(2) マイクロフィルム 当該マイクロフィルムを専用機器により映写したもの。ただし、これにより難しい場合にあつては、当該マイクロフィルムを日本工業規格A列1番(以下「A1判」という。)以下の大きさの用紙に印刷したもの

(3) 写真フィルム 当該写真フィルムを印画紙(縦89ミリメートル、横127ミリメートルのもの又は縦203ミリメートル、横254ミリメートルのものに限る。以下同じ。)に印画したもの

(4) スライド(第5項に規定する場合におけるものを除く。次項第4号において同じ。) 当該スライドを専用機器により映写したもの

2 次に掲げる文書又は図画等に記録された保有個人情報の法第24条第1項の規定による開示の実施の方法は、それぞれ当該各号に定める方法とする。

(1) 文書又は図画(次号から第4号まで又は第4項に該当するものを除く。) 次に掲げる方法(ロ及びハに掲げる方法にあつては当該文書又は図画の保存に支障を生ずるおそれがなく、かつ、機構がその保有する処理装置及びプログラム(電子計算機に対する指令であつて、一の結果を得ることができるように組み合わせられたものをいう。以下同じ。)により当該文書又は図画の開示を実施することができる場合に限る。)

イ 当該文書又は図画を複写機により日本工業規格A列3番(以下「A3判」という。)以下の大きさの用紙に複写したものの交付(ロに掲げる方法に該当するものを除く。)。ただし、これにより難しい場合にあつては、当該文書若しくは図画を複写機によりA1判若しくは日本工業規格A列2番(以下「A2判」という。)の用紙に複写したものの交付(ロに掲げる方法に該当するものを除く。)又は当該文書若しくは図画を撮影した

写真フィルムを印画紙に印画したものの交付

- ロ 当該文書又は図画を複写機により用紙にカラーで複写したものの交付
 - ハ 当該文書又は図画をスキャナにより読み取ってできた電磁的記録をフレキシブルディスクカートリッジ（日本工業規格X 6 2 2 3に適合する幅90ミリメートルのものに限る。以下同じ。）又は光ディスク（日本工業規格X 0 6 0 6及びX 6 2 8 1又はX 6 2 4 1に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。次項第3号ホにおいて同じ。）に複写したものの交付
 - (2) マイクロフィルム 当該マイクロフィルムを日本工業規格A列4番（以下「A4判」という。）の用紙に印刷したものの交付。ただし、これにより難しい場合にあっては、A1判、A2判又はA3判の用紙に印刷したものの交付
 - (3) 写真フィルム 当該写真フィルムを印画紙に印画したものの交付
 - (4) スライド 当該スライドを印画紙に印画したものの交付
- 3 次に掲げる電磁的記録に記録された保有個人情報についての法第24条第2項で定める方法は、それぞれ当該各号に定めるものとする。
- (1) 録音テープ（第5項に規定する場合におけるものを除く。以下この号において同じ。）又は録音ディスク 次に掲げる方法
 - イ 当該録音テープ又は録音ディスクを専用機器により再生したものの聴取
 - ロ 当該録音テープ又は録音ディスクを録音カセットテープ（日本工業規格C 5 5 6 8に適合する記録時間120分のものに限る。）に複写したものの交付
 - (2) ビデオテープ又はビデオディスク 次に掲げる方法
 - イ 当該ビデオテープ又はビデオディスクを専用機器により再生したものの視聴
 - ロ 当該ビデオテープ又はビデオディスクをビデオカセットテープ（日本工業規格C 5 5 8 1に適合する記録時間120分のものに限る。以下同じ。）に複写したものの交付
 - (3) 電磁的記録（前2号、次号又は次項に該当するものを除く。） 次に掲げる方法であって、機構がその保有処理装置及びプログラムにより行うことができるもの
 - イ 当該電磁的記録をA3判以下の大きさの用紙に出力したものの閲覧
 - ロ 当該電磁的記録を専用機器（開示を受ける者の閲覧又は視聴の用に供するために備え付けられているものに限る。）により再生したものの閲覧又は視聴
 - ハ 当該電磁的記録をA3判以下の大きさの用紙に出力したものの交付（ニに掲げる方法に該当するものを除く。）
 - ニ 当該電磁的記録をA三判以下の大きさの用紙にカラーで出力したものの交付
 - ホ 当該電磁的記録をフレキシブルディスクカートリッジ又は光ディスクに複写したものの交付
 - (4) 電磁的記録（前号ホに掲げる方法による開示の実施をすることができない特性を有するものに限る。） 次に掲げる方法であって、機構がその保有する処理装置及びプロ

グラムにより行うことができるもの

イ 前号イからハまでに掲げる方法

ロ 当該電磁的記録を幅12.7ミリメートルのオープンリールテープ（日本工業規格X6103、X6104又はX6105に適合する長さ731.52メートルのものに限る。）に複写したものの交付

ハ 当該電磁的記録を幅12.7ミリメートルの磁気テープカートリッジ（日本工業規格X6123、X6132若しくはX6135又は国際標準化機構及び国際電気標準会議の規格（以下「国際規格」という。）14833、15895若しくは15307に適合するものに限る。）に複写したものの交付

ニ 当該電磁的記録を幅8ミリメートルの磁気テープカートリッジ（日本工業規格X6141若しくはX6142又は国際規格15757に適合するものに限る。）に複写したものの交付

ホ 当該電磁的記録を幅3.81ミリメートルの磁気テープカートリッジ（日本工業規格X6127、X6129、X6130又はX6137に適合するものに限る。）に複写したものの交付

4 映画フィルムに記録された保有個人情報の開示の実施の方法は、次に掲げる方法とする。

(1) 当該映画フィルムを専用機器により映写したものの視聴

(2) 当該映画フィルムをビデオカセットテープに複写したものの交付

5 スライド及び当該スライドの内容に関する音声を記録した録音テープに記録された保有個人情報を同時に視聴する場合における開示の実施の方法は、次に掲げる方法とする。

(1) 当該スライド及び当該録音テープを専用機器により再生したものの視聴

(2) 当該スライド及び当該録音テープをビデオカセットテープに複写したものの交付
(手数料の額等)

第54条 法第26条第1項の規定により納付しなければならない手数料（以下「開示請求手数料」という。）の額は、開示請求に係る保有個人情報が記録されている法人文書1件につき300円とする。

2 開示請求者が次の各号のいずれかに該当する複数の法人文書に記録されている保有個人情報の開示請求を一の開示請求書によって行うときは、前項の規定の適用については、当該複数の法人文書を一の法人文書とみなす。

(1) 一の法人文書ファイルにまとめられた複数の法人文書

(2) 前号に掲げるもののほか、相互に密接な関連を有する複数の文書

3 開示請求手数料の徴収の方法は、機構の指定する金融機関への口座振込によるものとし、開示請求書にその振込に係る証の写しの添付を求めるものとする。

4 前項の振込にあたって費用が生じる場合があっても、機構では負担しないものとし、手数料の納入者には、努めて、あらかじめ説明するものとする。

(写しの送付に係る費用)

第55条 写しの交付の方法による保有個人情報の開示の実施を希望する者は、開示手数料のほかに送付に係る料金を機構に納付して、写しの送付を求めることができる。

2 前項の送付に係る料金は、郵便切手により納付するものとする。

第2節 訂正

(受付)

第56条 法第28条第1項の訂正請求は、別に定めるところにより、総務室において受け付けるものとする。

(訂正請求に係る審査等)

第57条 前条の受付後、担当室等は、直ちに訂正決定等に係る審査等を行わなければならない。なお、担当室等の保護管理者は、委員会に意見を求める必要があると認めるときは、総括保護管理者を通して、理事長にその旨を報告するものとする。

2 理事長は、前項の報告を受けて必要があると認める場合その他必要があると認める場合は、委員会の意見を求めるものとする。

(訂正決定等の期限の延長等)

第58条 担当室等の保護管理者は、法第31条第2項又は法第32条の規定を適用して訂正決定等の期限の延長等を行う必要があると認める場合は、総括保護管理者を通して、理事長にその旨を報告するものとする。

2 理事長は、前項の決定にあたっては、必要に応じて委員会に意見を求めるものとする。

第3節 利用停止

(受付)

第59条 法第37条第1項の利用停止請求は、別に定めるところにより、総務室において受け付けるものとする。

(利用停止請求に係る審査等)

第60条 前条の受付後、担当室等は、直ちに利用停止決定等に係る審査等を行わなければならない。なお、担当室等の保護管理者は、委員会に意見を求める必要があると認めるときは、総括保護管理者を通して、理事長にその旨を報告するものとする。

2 理事長は、前項の報告を受けて必要があると認める場合その他必要があると認める場合は、委員会の意見を求めるものとする。

(利用停止決定等の期限の延長等)

第61条 担当室等の保護管理者は、法第40条第2項又は法第41条の規定を適用して利用停止決定等の期限の延長等を行う必要があると認める場合は、総括保護管理者を通して、理事長にその旨を報告するものとする。

2 理事長は、前項の決定にあたっては、必要に応じて委員会に意見を求めるものとする。

第4節 異議申立て

(異議申立ての受付)

第62条 法第42条第1項の規定に基づく行政不服審査法による異議申立ては、総務室において受け付けるものとする。

(委員会への意見照会)

第63条 理事長は、前条の異議申立てがあったときは、委員会の意見を求めるものとする。

2 法第23条第3項の規定に基づき、意見書の提出があったときも、前項と同様とする。

(独立行政法人等非識別加工情報の提供に関する事項)

第64条 独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律第4章の2の規定による独立行政法人等非識別加工情報の提供に関する事項は、別に定める。

第8章 その他

(請求をしようとする者に対する情報の提供等)

第64条 開示請求、訂正請求又は利用停止請求(以下「請求」という。)をしようとする者がそれぞれ容易かつ的確に請求をすることができるよう、保有個人情報の特定に資する情報の提供その他請求をしようとする者の利便を考慮した適切な措置を講ずるものとする。

(教育研修)

第65条 総括保護管理者は、保有個人情報の取扱いに従事する職員等に対し、保有個人情報の適切な管理のために必要な教育研修を行うものとする。

2 保護管理者は、室等の職員等に対し、教育研修への参加の機会を付与する等の必要な措置を講ずるものとする。

(苦情処理)

第66条 機構における個人情報の取扱いに関する苦情は総務室において受け付けるものとし、関係室等と連携して、苦情の適切かつ迅速な処理に努めるものとする。

(雑則)

第67条 この規程に定めるもののほか、個人情報の取扱いに関し必要な事項は別に定める。

附 則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則 (平成18年3月28日 18規程第23号)

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則 (平成20年3月25日 20規程第25号)

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 (平成21年3月30日 21規程第59号)

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則 (平成21年5月11日 21規程第74号)

この規程は、平成21年5月18日から施行する。

附 則 (平成21年11月26日 21規程第116号)

この規程は、平成21年11月30日から施行する。

附 則 (平成22年11月22日 22規程第59号)

この規程は、平成22年12月1日から施行する。

附 則 (平成23年4月27日 23規程第26号)

この規程は、平成23年4月27日から施行し、平成23年4月1日から適用する。

附 則 (平成25年6月25日 25規程第24号)

この規程は、平成25年6月25日から施行する。

附 則 (平成27年3月24日 27規程第20号)

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (平成27年10月20日 27規程第124号)

この規程は、平成27年10月20日から施行する。

附 則 (平成28年4月20日 28規程第46号)

この規程は、平成28年4月20日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

附 則 (平成29年5月23日 29規程第36号)

この規程は、平成29年5月30日から施行する。

附 則 (平成30年3月27日 30規程第22号)

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則 (令和元年9月24日 2019規程第59号)

この規程は、令和元年9月24日から施行する。

附 則 (令和3年4月27日 2021規程第58号)

この規程は、令和3年5月1日から施行する。

別紙様式 2

保有個人情報の提供に関する覚書

国立研究開発法人物質・材料研究機構（以下「甲」という。）が〇〇〇〇（以下「乙」という。）に提供する保有個人情報に関して、甲及び乙は以下の事項を確認する。

(1) 乙は、甲が提供する個人情報を〇〇〇〇法に基づく〇〇〇〇に係る業務の遂行のために利用する。

(2) 甲は、乙に対して、次に示す記録範囲及び記録項目の保有個人情報を提供する。

記録範囲	件数 <input type="checkbox"/> 一時的な収集() 件 <input type="checkbox"/> 継続的な収集() 件/年 収集の対象 <input type="checkbox"/> 甲の職員のみ <input type="checkbox"/> 一般 <input type="checkbox"/> その他()
記録項目	<input type="checkbox"/> 氏名 <input type="checkbox"/> 生年月日 <input type="checkbox"/> 性別 自宅 (<input type="checkbox"/> 住所 <input type="checkbox"/> 電話番号 <input type="checkbox"/> 電子メールアドレス <input type="checkbox"/> 家族情報) 所属 (<input type="checkbox"/> 部署 <input type="checkbox"/> 役職 <input type="checkbox"/> 住所 <input type="checkbox"/> 電話番号 <input type="checkbox"/> ファックス番号 <input type="checkbox"/> 電子メールアドレス) その他(以下に具体的な項目を記載)

(3) 甲は、乙より提供された個人情報を、次に示す形態で利用する。

書類で提供された個人情報	<input type="checkbox"/> 複製を作成する <input type="checkbox"/> 複製を作成しない(原本のみ使用) <input type="checkbox"/> 情報システムに提供された個人情報の全部又は一部を入力する その他(以下に具体的な利用形態を記載)
電子データで提供された個人情報	<input type="checkbox"/> 提供された記憶媒体のみ使用 <input type="checkbox"/> 情報システムに提供された個人情報の全部又は一部を入力する <input type="checkbox"/> 記憶媒体より印刷して使用 その他(以下に具体的な利用形態を記載)

(4) 乙は、甲が提供する個人情報に関する安全確保に必要な措置を講じなければならない。

(5) 甲は、乙における安全確保の措置状況を、提供前又は随時に調査することができる。また、乙は、調査結果に基づいて甲より提示された改善要求等の措置を講じなければならない。

(6) 本覚書に定めのない事項又は本覚書の解釈について疑義が生じたときは、甲及び乙が協議のうえ、解決するものとする。

この覚書締結の証として本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

年 月 日

甲 茨城県つくば市千現1-2-1
国立研究開発法人物質・材料研究機構
理事長

乙

別紙様式3 個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	
国立研究開発法人の名称	国立研究開発法人物質・材料研究機構
ファイルを利用している組織の名称	
個人情報ファイルの利用目的	
ファイルに記録される項目	
ファイルに本人として記録される個人の範囲	
個人情報の収集方法	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	
個人情報の経常的な提供先	<input type="checkbox"/> 有（提供先： ） <input type="checkbox"/> 無
開示請求、訂正請求又は利用停止請求を受理する受付窓口	国立研究開発法人物質・材料研究機構総務部門総務室 〒305-0047茨城県つくば市千現1-2-1
記録情報の訂正又は利用停止の手続きについて法令等の特別の定めがあるときはその旨	
個人情報ファイルの種別	<input type="checkbox"/> 法第2条第4項第1号（電算処理ファイル） <input type="checkbox"/> 法第2条第4項第2号（マニュアル処理ファイル）
電算処理ファイルで、利用目的及び記録範囲が当該ファイルの範囲内にあるマニュアル処理ファイルが別に存在する場合はその旨	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
独立行政法人等非識別加工情報の提案の募集をす	

る個人情報ファイルである旨	
独立行政法人非識別加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	
個人情報ファイルが第2条第12項第2号ロに該当する場合には、意見書の提出機会が与えられる旨	
独立行政法人非識別加工情報の概要	
作成された独立行政法人非識別加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	
作成された独立行政法人非識別加工情報に関する提案をすることができる期間	
備考	

個人情報ファイル簿の記載方法

「個人情報ファイル簿」については、以下のように記載するものとする。

記載方法中、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）については、「法」という。

1 個人情報ファイルの名称

当該ファイルが利用に供される事務が具体的に明らかになるような名称を記載する。

（例） ○○管理者ファイル、○○受給権者ファイル 等

2 国立研究開発法人の名称

国立研究開発法人物質・材料研究機構とする。

3 個人情報ファイルを利用している組織の名称

当該ファイルを利用する事務を所掌する部門、拠点、室等の名称を記載する。

4 個人情報ファイルの利用目的

当該ファイルがどのような事務に利用されるのか国民が具体的に認識できるよう、利用目的をできる限り特定して、分かりやすい表現で記載する。

（例） ○○審査事務における本人の資格審査のために利用する。

5 ファイルに記録される項目

当該ファイルに記録される項目を分かりやすい表現で具体的に記載する。ただし、法第11条第3項の規定により個人情報ファイル簿に不記載とするものは、別途通知する総務省行政管理局長通知（行政機関の保有する個人情報ファイルの保有に関する事前通知等について）の様式第1号の「個人情報ファイル簿に記載しない事項」欄中の「記録項目」欄に記載し、本欄には記載しない。

また、各記録項目に順に番号を付すとともに、各記録項目の間を「、」で区切る。

（例） 1 氏名、2 住所、3 性別、4 免許番号、5 発給額…

6 ファイルに本人として記録される個人の範囲

保有個人情報の本人として当該ファイルに記録される個人の範囲を分かりやすい表現で具体的に記載する。

保有個人情報の本人として記録される個人の種類が複数ある場合には、全てを列挙する。

（例） ○○申請書を提出した者（平成△△年度以降）

7 個人情報の収集方法

保有個人情報の収集の相手方及び手段を分かりやすい表現で記載する。ただし、法第11条第3項の規定により個人情報ファイル簿に不記載とするものは、前記5に記載した

様式第1号の「個人情報ファイル簿に記載しない事項」欄中の「記録情報の収集方法」欄に記載し、本欄には記載しない。

8 要配慮個人情報が含まれるときは、その旨

記録情報に法第2条第4項の要配慮個人情報が含まれる場合には「含む」と記載し、含まない場合には「含まない」と記載する。

9 個人情報の経常的な提供先

個人情報を経常的に提供する相手方の名称を記載する。ただし、法第11条第3項の規定により個人情報ファイル簿に不記載とするものは、前記5に記載した様式第1号の「個人情報ファイル簿に記載しない事項」欄中の「個人情報の経常的な提供先」欄に記載し、本欄には記載しない。

10 開示請求、訂正請求又は利用停止請求を受理する受付窓口

開示請求、訂正請求及び利用停止請求を受理する室等の名称及び所在地を記載し、国立研究開発法人物質・材料研究機構総務部門総務室 〒305-0047茨城県つくば市千現1-2-1とする。

11 記録情報の訂正又は利用停止の手続きについて法令等の特別の定めがあるときはその旨

訂正及び利用停止に関する他の法律又はこれに基づく命令の規定により特別の手続が定められているときは、①該当する記録項目に付した番号及び②当該法令の条項（法令番号を含む。）を記載する。

（例） 2、4及び5の各記録項目の内容については、△△法（平成××年法律第〇〇号）第△条第□号に基づき訂正請求ができる。

12 個人情報ファイルの種別

個人情報ファイルの種別の欄は、該当する□にレ点を記入すること。

13 電算処理ファイルで、利用目的及び記録範囲が当該ファイルの範囲内にあるマニュアル処理ファイルが別に存在する場合はその旨

本票が法第2条第4項第1号に係るファイル（電算処理ファイル）である場合には、当該ファイルの利用目的及び記録範囲の範囲内である同項第2号に係るファイル（マニュアル処理ファイル）の有無について、該当する□にレ点を記入すること。

14 独立行政法人等非識別加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨

法第2条第9項各号のいずれにも該当し、独立行政法人等非識別情報の提案募集の対象となる個人情報ファイルについては「該当」と記載し、提案募集の対象とならない場合には「非該当」と記載する。

15 独立行政法人等非識別加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地

13 に「該当」と記載した場合には、独立行政法人等非識別加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地を記載し、「非該当」と記載した場合には「―」を記載する。

16 個人情報ファイルが第2条第9項第2号口に該当する場合には、意見書の提出機会が与えられる旨

13 に「該当」と記載した場合であって、独立行政法人等非識別加工情報の提案募集の対象となる個人情報ファイルが、法第2条第9項第2号口に該当する場合には「有」と記載し、同号に該当しない場合には、「無」と記載する。13 に「非該当」と記載した場合には「―」を記載する。

17 独立行政法人等非識別加工情報の概要

提案に係る独立行政法人等非識別加工情報を作成した場合には、独立行政法人等非識別加工情報の本人の数及び独立行政法人等非識別加工情報に含まれる情報の項目（記録項目及び情報の粒度（住所であれば都道府県単位等））記載する。作成した行政機関非識別加工情報がない場合は「―」を記載する。

（例）本人の数：1万人、情報の項目：氏名（削除）、住所（都道府県単位に置換え）、生年月日（生年月に置換え）、性別（男女の別）

18 作成された独立行政法人等非識別加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地

17 に独立行政法人等非識別加工情報の概要を記載した場合には、独立行政法人等非識別加工情報の提案を受け付ける組織の名称及び所在地を記載する。作成した独立行政法人等非識別加工情報ない場合は「―」を記載する。

19 作成された独立行政法人等非識別加工情報に関する提案をすることができる期間

17 に独立行政法人等非識別加工情報の概要を記載した場合には、当該独立行政法人等非識別加工情報に関する提案を受け付ける期間を記載する。作成した独立行政法人等非識別加工情報がない場合は「―」を記載する。

20 その他

- (1) 備考欄はその他参考となる事項を記載する。
- (2) 8及び10の事項並びに備考について、記載すべき内容がない場合は、「―」を記載する。
- (3) 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。
- (4) 各欄に記入しきれないときは、本様式の例により適宜作成した書面に記載して、当該書面を添付する。